

# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会  
〒380-8710  
長野市立町978-2 労済会館内  
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672  
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp  
http://nagano.rofuku.net/  
発行人 近藤 光  
編集人 青木 正照

第239号2007年1月1日

2007年は、長野県労福協にとって挑戦の年  
〜人と暮らし、環境に優しい福祉社会の実現を!〜



長野県労働者福祉協議会  
理事長 近藤 光

あけましておめでとございます。  
新春にあたり、皆様にご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます。

日本経済は「いざなぎ景気」を超えたなどと言われていますが、私たち働く者にとって景気回復の実感はありません。低率減税の全廃をはじめ、社会保険料の引き上げ等による負担増や社会保障の給付削減により、家計は悲鳴をあげているのが実態です。県労福協が昨年実施した「県民意識調査」でも、多くの長野県民が「ここ数年暮らし向きが悪くなった」と回答していることからそのことは明らかです。

昨年9月安倍政権が誕生し3ヶ月が経過しましたが、小泉構造改革路線を引き継いで市場競争万能主義のもと、企業減税を打ち出す一方で国民生活の根幹に関わる重要な課題、年金・医療など社会保障制度については抜本的な改革を先送りし、深刻化する格差社会の是正に向けた有効な手立てを講じられない状況が続いています。

2007年は、長野県労福協にとって挑戦の年にしてはいいものです。社会の二極化が進行し支えあう基盤が崩れつつある現在、県労福協が基本的な考え方を策定した「生活あんしんネットワーク事業」を具体的に進めていくためにも、重要な節

目の年として取り組まなければなりません。

地域を基盤とした住民相互の支えあい・助け合い、共助の心と体制が「生活あんしんネットワーク」です。県労福協を中心に労働団体・福祉事業団体・退職者連合・NPOなども十分な理解を深めつつ連携し、可能な地域、また、取り組めるメニューからひとつづつ具体化していくことが求められます。

「人と暮らし、環境に優しい福祉社会の実現」を掲げ、労福協は活動を進めてきています。「生活あんしんネットワーク」は、未組織の労働者や高齢者も含め全ての働く人々や家族が安心して暮らせる社会を目指しています。ひとり一人の一步から、地域の一步へ、夢と希望を持って「生活あんしんネットワーク」の事業を実現させましょう。

## 2007年 年頭インタビュー



労働者福祉中央協議会  
会長 笹森 清氏

Q: 笹森会長、昨年を振り返るとどんな年でしたか?

A: 2006年は、労働者福祉運動にとつては転機になる一年であったと考えています。労福協は、生活者の真の生活に密着する問題に対する方策として、連合をはじめ、労働金庫や全労済を代表する事業団体との「協働」による「暮らしにかかわるサポート事業」の体制作りを進めてきました。いわゆる「ワンストップサービス」は各地で芽吹き、生活者への支援が始まりました。

特にクレ・サラ問題については、労働運動から

広く生活者を支援する社会運動に昇華させ、その実効を得るといふすばらしい成果を具現化することができました。今後の労働者福祉運動のあり方に対する新たな礎ができたように考えています。

Q: 昨年の活動の中で何か課題は見えてきたでしょうか?

A: 昨年長野では、労働団体、事業団体、労福協の任務と役割分担や労協活動についての意識を共有化するため、労働者福祉学校で「市民が支えあう社会の実現に向け労働運動や市民運動が連携することの重要性を訴えました。この中から、これまで進められて来た職域活動としての労働運動、福祉事業団体・NPOやNGOの行っている社会的な地域運動など、それぞれの団体もっている役割を地域の生活者のために如何に「協働」して発揮するのが、今、われわれに問われていると考えています。

Q: 最後に新しい年の抱負をお願いします。

A: 2007年は始まったばかりですが、諸々の課題が山積しております。特に、少子・高齢化人口減少社会が極めて速いスピードで進展する日本の社会で、「人生80年時代への社会システム」の転換ルールの改正が求められています。その変革の原動力はまさしく、今、われわれ労働協運動に求められています。

「社会全体の問題にどのようにかかわり、どう取り組むのが重要かです。社会的共感が得られる運動を、ここに参加されている連合をコアとする労働組合、生活協同組合、NPOやNGO、労働金庫や全労済の皆さんとともに、職域活動、地域活動、企業活動の特性を相互に補完しながら一体的な運動を展開していきましょう。

皆様方のご理解ご協力をお願いいたします。

住み良い地域づくりをめざして

# 生活安心ネットワーク事業の展開!!

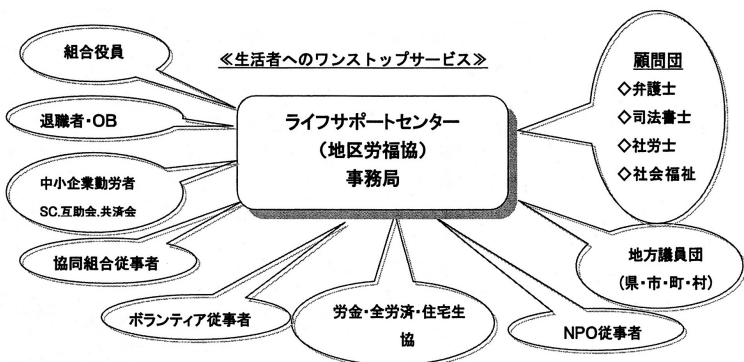
いま、家族や地域での支えあい、企業内福祉、公的事業等、私たちの暮らしの安全・安心を守り支えてきた社会システムが大きく変化し、子育ての悩みや、いじめ・不登校の問題、高齢者介護や障害者の自律支援問題、フリーター・ニートの増加、多重債務問題、自殺者の多発など、新たな問題が増え続け、助けを必要とする人々が増えています。

## ネットワーク化による機能強化と勤労者・生活者へのサービスメニュー



私たちの「暮らしの安全・安心」はすでに行政任せでは難しくなり、自助努力も限界に達しています。

## 地区労福協「ライフサポートセンター」を担う人材



今必要とされるのは、地域を基盤とした、住民相互の助け合い・支え合い、共助の精神と体制です。これをどう作り上げていくのが、労福協の使命であると考えます。そこで県労福協は、労働団体・労金・全労済・生協・住宅生協・NPOなどと連携し私たちの生活の場である地域に、福祉のセーフティネットを張り巡らし、全ての県民を対象に、その生涯生活をサポートする「生活あしんネットワーク事業」を取り組みます。

## 2006年度 第一回地区労福協連絡会議

各地区労福協と県労福協の「生活あしんネットワーク事業」を進める上での課題や各種情報の共有化を図るために、去る12月18日、長野市の「メルパルク長野」に於いて2006年度「第一回地区労福協連絡会議」を開催しました。

当日は、県下10地区の労福協役員や、地協役員、県労福協関係者等21名が参加し、「生活あしんネットワーク事業」の取り組みについてそれぞれに抱えている課題や、今後の取り組み方等の意見交換を行いました。又、特徴的な取り組み地域として、須高地区と長野地区の事例報告も行いました。須高地区においては、自治体や市町村互助会との連携も良く、須高市の1%の利子補給制度や各種チラシの互助会での協力配布とを合わせ、地元紙の須高新聞(17,000部)も1ページ記事を無料掲載してくれる等、事務経費削減に貢献していただきました。又、長野地区においては、長野市共済会も地区労福協に加盟しており、長野市からの補助金交付に貢献していることや、10月から事務局次長が常駐するようになり、一時的に中断していた各種イベントを新たに実施していくこと等が報告されました。



(意見交換をする参加者)

## 各地区労福協との意見交換会終了

「生活あしんネットワーク事業」を順次地域で進めていく上で、各地区労福協での地域事情や、歴史的活動、事務局の体制、財政的なもの等、それぞれに課題を抱えている状況の中で、今回、県労福協として、青木専務理事と竹元事務局長が11月24日から12月18日にかけて、各地区労福協へ出向き、①抱えている課題、②現在取り組んでいるもの、③今後取り組み可能なもの、④具体的スケジュール等を含めて意見交換をしました。



(松本地区での意見交換風景)

その中で、①連合地協役員と地区労福協役員が重複しているのか、労福協なかの悩むことがある。②労福協は福祉活動、連合は組織拡大というように活動目的を明確にすべきだ。③地域では、「労福協」というものがなんであるのか知られていないので、まずはPRが重要だ。等、いろいろな課題が見えてきましたので、今後、構成団体と連携しながら改善に努めてまいります。

長野県消団連「第37回長野県消費者大会」  
身近な活動発表やBSEの学習で  
充実した大会になりました

県労福協・連合長野・県生協連などが加盟する長野県消費者団体連絡協議会（以下、県消団連）では、12月1日（水）に第37回長野県消費者大会をサンバルテ山王（長野市）で開催し、県下各地から170名が参加しました。



（あいさつに立つ北條会長）

北條舒正会長の開会挨拶に続き、長野県生活文化課・佐藤久夫課長より来賓挨拶がありました。今大会のテーマは「消費者重視の社会のために、みんなで考えよう！消費者の役割」。午前の部では、「私たちを取り巻く状況と消団連の活動」についての報告の後、4グループが活動発表を行いました。県労福協の青木専務は「生活あんしんネットワークの取り組み」をわかりやすく紹介し、何人もの参加者から初めて知ったとの感想がありました。『北信地域消費者の会連絡会』は、「寸劇・ばあちゃん、ひとりできめないで」で振り込め詐欺のケースをユーモラスに発表しました。『丸子地域消費者の会』は、「定期道路清掃・ものづくりリサイクル教室活動」というテーマで、『県連合婦人会』は

「活かそう資源有効利用の活用を」というテーマで、各地域での環境活動を紹介しました。内容が身近な取り組みだったため、いずれの発表も好評でした。  
午後の部は、青山学院大学教授の福岡伸一氏が「食の安全・今何が問題か」と題して基調講演を行い、BSE問題について発生の経緯や原因、現在の問題など、科学的な内容をわかりやすく話されました。講演を通じて、BSE対策での日本の妥当性とアメリカの不十分さがわかりました。最後に、アメリカでも有機農産物を販売するオーガニックスーパーを利用する地区があり、安全コストへの理解が食の安全につながるなどの指摘がありました。

東部ブロック協議会  
第1回福祉リーダー塾開催

2006年10月27日～28日の2日間に亘り「第1回福祉リーダー塾」が開催され、県労福協竹元専務局長、長野地区労福協戸井田事務局次長の2名が参加しました。  
この福祉リーダー塾は、地域と職場で労働者福祉運動の新たな創造を担うリーダーを育成するために開講されたものです。  
今回の研修では、それぞれ講師による3講座の他にグループミーティングも盛り込まれ



（自己紹介をする参加者）

ていました。  
第1講座では中央労福協会会長笹森清氏が「これからの労働者自主福祉運動と労福協に求められる役割」と題した講演で、市民が支えあう社会の実現に向け、労働運動や市民運動が連携することの重要性を訴えました。  
第2講座は、立教大学中村陽一教授が講演し、これからは、労働組合も労福協も広義の意味ではNPO（市民セクター）であるとの認識に立ち、労働者自主福祉運動と地域を軸とする社会（市民運動と連帯・協働して新たな社会運動を展開する必要がある）と述べました。  
続いて2日目の第3講座では、日本女子大学高木教授の講演から、個人と社会、労働組合と市民活動組織の橋渡し役、つなぎ役のリーダーシップが強く求められている、ということ学びました。



（近藤理事長より「さくらの会」花形会長へ寄贈）

また、グループミーティングでは、各地での連合運動や労福協運動、事業団体活動の現状について語り合い、これからの労働者自主福祉運動に求められる課題やあるべき姿について討議しました。  
今後、参加したメンバーが、地域や組織で今回学んだことを実践し、地道に一步一步運動を前進させていくことが大切であると再確認した有意義な研修でした。

このチャリティーゴルフコンペは今年度で11回を数え、延べ31の施設にそれぞれ要望の品物を贈呈してきました。  
2006年度贈呈先は、知的障害者の共同作業所や精神障害者社会復帰施設などの4施設「ワークハウス」さきり「さくら工房」「アトリエ虹」「ポプラの会」では大変感謝されました。  
2006年度チャリティーゴルフチャリティー募金を4団体に寄贈

2006年度チャリティーゴルフ  
チャリティー募金を4団体に寄贈

県労福協は2006年度チャリティーコンペを、5月15日長野県トリッククラブに於いて開催、207名が参加しました。  
参加者から集まったチャリティー募金41万4千円は、長野県NPOセンター及び県社会部などから推薦されたNPO団体等に寄贈することとなり、12月25日、近藤理事長・青木専務理事・竹元専務局長の3人が各施設に目録を手渡ししました。  
贈呈品は各施設の要望に基づき音響装置や電化製品、事務用機器など10万円相当の品物を寄贈しました。

# 購読者の中から「福祉運動に対する要望」や「新しい年への抱負」を聞きました。

私は総務の仕事に就いて4年目になりますが、この職場に移ってから年金問題や益々市民に負担がかかる事が多くあることを知り、私達の将来に不安を感じます。

それでも労福協さんのように人々が抱える問題の手助けになる事業があることを知り、私の任務はより多くの従業員が一人で悩みを抱えないように、より多くの情報を伝達できる橋渡しをしていくことだと思います。



昨年は経済問題・いじめなど自ら命をおとす人が多く取りざたされました。今年はいくつか良い話題が多くなるよう日本社会が明るく前向きになってほしいと願っております。

(東信地区) コパル・ヤマダ労組  
小山和香恵

私達や子供達の取り巻く状況は厳しいものがあります。でも自分達から後ろ向きになることは子供にも後ろ向きにしろと教えているような気がしてなりません。



新しい年を迎えて自分達に出来ることは小さな事です。健康を基として多くの人と関わりをもってその中のひとつの情報として労働福祉を自分達の生活の中に取り入れていけたらと思います。

(北信地区) 富士通労組 石井のり子

私は、中学2年生と小学6年生の子供の母親です。今、それぞれに「反抗期」に向かって成長している真っ最中です。日々、ぶつかり合う事も多くなってきていますが、それを上手に乗り越えさせてあげる様な親でありたいと思っています。



子供の事を一番理解して上げられるのは親なのですから…。子供達が将来幸せになれる事が私の幸せでもあると思っています。

(南信地区) 日本電産サンキョー労組  
館野由美子



利益を出し渋る企業と、安いコストで賣めてくるBRIKS等に負けないもの造りの出来る日本を目指せるよう組合も頑張りましょう。また、組合員が参加したくなる活動を期待します。

(中信地区) 富士電機デバイステクノロジー労組  
宮澤 俊行

## 12月号

仕事上、「労働問題」と「労働保険関係」が必要なので、くらし・なんでも相談のサービスが「労働問題」に詳しく読んでいます。

- まちがいさがし楽しいです。
- 機関誌はじめて拝見しました。くらし・なんでも相談は、為になると思いました。このコーナーには興味があります!

いろいろな情報が載っていて良いと思う。

「生活あんしんネットワーク事業」すばらしいですね。格差社会が問題になっていますが、世の中の価値観が「お金」から「命」に「財」に変わっていき、格差が逆転するのではなにかと思ったりします。期待しています!

くらし・なんでも相談「契約のトラブル」勉強になりました。

この場合の保障はあるの?は、勉強になりました。

今まであまり労働に対して深く考えた事はありませんでしたが、じっくり読ませていただき、そろそろ自分の労働環境等考えていかなくてはならないのではないかと思いました。

経費削減のホリから、機関誌の紙の質はもと落してはいけません。か...

我家日節約、節約の毎日です。

# 機関紙「ながの労福協」読者の声

読者のみなさんから多くの声が寄せられています。その中から、いくつかをご紹介します。

## 6月号

### とて内容が素晴らしいって読者さんへの声

育児・介護の事、くらし、なんでも相談などくらしに役立つ事ばかりなので真剣に読んでいます。

毎回読んで、クイズもしています。そのしみにしています。

労組の多様化する活動をもっとPRして行って欲しいと思います。

この夏の豪雨で私達の地域は避難者が出ました。一番の被害は農作物で馬鈴薯は火傷の水に浸っていたため、食べられず本当に不作になってしまいました。

7月の被災はお疲れ様でした。生野の通学する小学校が、岡谷市上の原小学校が被災の被害を受けたので本当に大変でした。

「くらし・なんでも相談」特に定年が近くなり、退職後の生活に役になるような内容の記載とお願いです。

ボランティア活動、大変でした。人の嬉しさを分かるとよかったです。

健康講座の様子の取りこみをお願いします。くらし・なんでも相談は、今後も継続をお願いします。

健康講座の様子の取りこみをお願いします。

多くの方の要望を新年度の紙面の中で取り上げていきます

## 8月号

労働者の立場に立った企画が、いろいろあるんですね。これからたくさん紹介して下さい。

いつも取場で皆と楽しく読んでいます。今後もがんばって下さい。

取場に回らんじいて来るの、それも是非にして、ます。貴重な情報源

## 10月号

労福協の活動等、掲載して下さるの、"はるほど"と理解出来ます。

消費者トラブルの内容は、とても参考になりました。

\*身近な問題が取り上げられていて、読みやすい機関誌だと思います。

11月号興味深く読んでいます。グラフ等の入りが分かり易く、読み易い紙面で感心しています。今後もお互いに頑張りましょう!!

企業の中にも育児支援の一環として、託児所があったら安心して働けるのでは、ないかと。思っています。

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.5

## 「相続問題」

「困ったな?」「何処に相談したらよいかわからない」。そんな方から県労福協の無料相談「ほっとダイヤル」には暮らしの中の様々な問題や悩み事の電話が掛かっています。

新しい年を迎え、今号では「相続」に関する5つのケースについて佐藤豊弁護士、田中善助弁護士、北川哲男司法書士、千野正嗣司法書士、徳竹春近司法書士の5名の相談員の相談事例から拡大版でご紹介します。



### 【事例①】(女性)

《再婚した夫の財産の相続はどうなるのか?》

再婚した夫には兄弟姉妹はいるが、子供は幼少時に亡くなり、両親も既に他界している。

私には成人した子供がいるが、夫とは養子縁組をしていない。夫の財産の相続はどうなるのか。



【回答】(佐藤 豊弁護士)

遺言があればその内容によるが、遺言がなければ法定相続分となる。

本件の場合の相続分は、妻が3/4、夫の兄弟姉妹が1/4。なお、遺言を用意する場合は公正証書が望ましい。

### ワンポイント

「相続人の範囲と法定相続分」

○相続人の範囲 死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は次の順序で配偶者と一緒に相続人となる。  
①第1順位 死亡した人の子供。その子供死亡の場合はその子供の直系卑族(子供や孫。但、両方いる場合は子供を優先)。  
②第2順位 死亡した人の直系尊属(父母や祖父母等。但、両方いる場合は父母を優先。第1順位の人がいな

い場合に相続人となる。③死亡した人の兄弟姉妹。その兄弟姉妹死亡の場合はその人の子供。第1、第2順位の人がいない場合に相続人となる。  
なお、相続を放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされ、また内縁関係の人は相続人に含まれない。  
○法定相続分 相続人が①配偶者と子供の場合 配偶者1/2、子供1/2 ②配偶者と直系尊属の場合 配偶者2/3、直系尊属1/3 ③配偶者と兄弟姉妹の場合 配偶者3/4、兄弟姉妹1/4。尚、子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合は原則として均等分割。また、民法による法定相続分は相続人の間で遺産分割の合意ができなかった時のものであり、共同相続人間の合意が優先される。  
○寄与分 共同相続人間の実質的公平を図るための制度で特別寄与分を加味することができる。協議で寄与分が調わない時は寄与者の請求により家庭裁判所が寄与分を定める。

### 【事例②】(女性)

《実家の祖父名義の土地の相続、叔父の一人が相続放棄してくれない》

実家に祖父名義の土地がある。相続人は祖母と、5人兄弟の長男である父と父の兄弟。その後祖母が亡くなり、最終的な相続人は父と叔父・叔母の5人となった。

父は、自分の子供である長男(私の弟)に相続させ名義を変更したいというが、叔父の一人が印を押してくれない。どうしたら良いか。

### 【回答】(田中善助弁護士)



相続人は父と叔父、叔母の5人であり、父の長男(私の弟)は相続人ではない。

従って、弟には相続を原因として直接祖父から弟に名義を移転することは出来ない。弟の名義にするには父が相続して名義を取得し、その後、贈与等を原因として父から名義を取得する必要がある。

叔父は相続人であるので権利として、叔父に対し相続放棄の書類等に印を強要することは出来ない。

話し合いによる解決が出来ないのであれば、家裁に「遺産分割の調停の申立」をする。法定相続分による相続登記(相続人の共有となる)は叔父の承諾なくして単独で出来るが、父名義の単独登記をするには、遺産分割協議を行い父親が土地を相続するとの合意が必要となる。

### ワンポイント

「遺産分割協議書」

○単独登記をするための遺産分割協議書は、実印を押印した遺産分割協議書を作成する。協議が成立しない場合は、家庭裁判所に遺産分割調停の申立を行う。調停での協議が成立しない場合は、家庭裁判所審判官による審判となる。

### 【事例③】(女性)

《債務がある実家の相続権の放棄をしたいが、どんな方法があるか》

夫の実家は中山間地の農家で、最近父(舅)が亡くなった。自宅と農地があるが、税金の滞納が数十万円ある。

夫は相続放棄を希望しており、夫の姉妹も財産はいらなと言っている。

しかし、母(姑)は其処に住み続けることを希望しているがどうしたら良いか。また、どんな方法があるか。

### 【回答】(北川哲男司法書士)



相続放棄は、各相続人の個々の意志によって可能であるが、子が全員放棄すると、母と父の兄弟姉妹が共同相続人となることも考慮すべきである。

本事例は、債務超過というほどでもなく、母の扶養義務の問題もあるので、相続放棄は、周囲への影響も含めて慎重に考えた方が良いでしょう。

### ワンポイント

「相続放棄」

○相続放棄は、自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述する。しかし、自己の義務だけを逃れる趣旨の放棄は、法の趣旨に反するといふべきである。

○相続税の申告と納付 相続開始の10ヶ月以内に申告・納付する。

### 【事例④】(男性)

《母親の遺産相続。調停申立も不成立となったがどうしたら良いか》

母の相続人は私(長男)を含めて子供ら6人である。相続争いで2年前に遺産分割の調停の申立をしたが、相手方が不出頭で不成立となった。

その後、相手方である長女が遺言状を持っていくことがわかり、遺留分の請求を弁護士を通じて内容証明で通知した。相手の長女は手強く、他の兄弟

# 「年金セミナー」に講師(社会保険労務士)を派遣します

\* 派遣に関わる費用(講師料・交通費)は労働基金が負担

県労福協の構成団体である「財団法人・長野県労働者福祉基金協会」(略称・労働基金)では、労働団体、労働組合、労働者福祉事業団体や県労福協等が主催する「年金セミナー」に、労働基金が委嘱した社会保険労務士を講師として派遣する「講師派遣事業」を本年度1月から新しく始めました。

勤めている間は、年金、健康保険、雇用保険等の各種手続きは本人に代わって事業主が行っていますが、一旦退職すると、自分のことは何もかも自分で手続きをしなければなりません。そんな面倒な難しい色々な手続きも「知っていて得するもの」が沢山あります。今までも、退職間近な方々が集まり「年金セミナー」が各地区や各職場単位に開催されて大変好評を得ています。

講師料や交通費の派遣に関わる費用は労働基金が負担しますので、多くの皆様のご利用を期待しています。早速、あなたの職場でも、あなたから開催を勧めてこの制度を活用してみませんか。

お申込みは、ろうきん本支店、全労済県本部・支所、県労福協、地区労福協、県生協連加盟の生協の窓口までご連絡ください。

## 法律・税務相談「心配ごと110」顧問弁護士1名増員!

労働基金では、日常の法律、税務上の質問やトラブルの相談に、県内6名の弁護士と長野県税理士会所属の税理士全員を顧問に委嘱して、皆様の相談に無料で応じています。

本年1月からは、法律相談件数が特に多い長野地区に顧問弁護士を1名増員(柳澤修嗣氏)し、7名の弁護士による相談体制にしました。紹介状持参で1時間の無料相談が受けられますので、是非ご利用ください。

相談を希望される方は、ろうきん本支店、全労済県本部・支所、県生協連加盟の生協の窓口までご連絡ください。

氏名	事務所所在地	電話番号
下平 秀弘	〒395-0013 飯田市小伝馬町1-3594-7	0265-24-4155
佐藤 豊	〒380-0922 長野市若里1-15-62	026-226-0689
柳澤 修嗣	〒380-0836 県不動産会館2階 長野市南県町999-10	026-223-5788
佐藤 芳嗣	〒386-0023 上田市中央西1-7-2	0268-27-9349
高野尾三徳	〒390-0872 松本市北深志2-3-5	0263-33-1111
牛山 秀樹	〒392-0004 諏訪市諏訪2-1-27	0266-53-4339
鷺見 皓平	〒396-0021 伊那市大字伊那5000	0265-72-4826

は争いから手を引き私の力になっても  
られないので、近くで相談にのって  
くれる所を教えてください。

【回答】(千野正嗣司法書士)



直接、相手方である  
長女との交渉が無理で  
あれば、近くの弁護士  
に依頼して相談にのっ

てもらおう。審判による分割でなされるか、  
または長女の持っている遺言状の内容に  
よって審判手続きが継続されないとすれ  
ば、遺留分減殺請求権に基づき訴訟する  
ことになる。

### ワンポイント「調停と審判による分割」

○通常、調停は家事審判官1名と、調停委員2名以上の合  
議制で進められ、当事者間の話し合いによる解決をはかる。  
内容は相続人全員が合意で成立するものであり、合意が成  
立しないときは、調停は不成立となる。調停が成立しない  
時、裁判所の判断によって分割方法を定められるように  
申し立て、その審判に従って分割する事を審判分割という。  
審判は、家庭裁判所がする一種の裁判のこと。

### 「遺留分減殺請求権」

○遺留分とは、一部の相続人に最低限度保証されている一定  
な割合の遺産のこと。遺言があれば自由に財産を処分でき  
るが、遺留分制度はこれに一定の制限をかけるもの。○  
遺留分の権利者は法定相続人のうち、配偶者、子、孫、親  
祖父母で、兄弟姉妹は認められていない。○遺留分の請求  
侵害された財産について「遺留分減殺請求」をしなければ  
財産は戻らない。○遺留分減殺請求の効力は相続の開始  
及び遺留分を侵害する贈与や遺贈があったことを知ったと  
きから1年(以後は時効により消滅)。○遺言の有効性  
遺留分制度はあるがそれを無視した遺言は有効。遺留分の  
権利を持つ相続人が遺留分減殺請求をするので初めて効  
力が発生する。○遺留分減殺請求書は「内容証明郵便」で  
送るのが望ましい。

### 【事例⑤】(男性)

《離れて住む妻の両親の面倒を妻に委  
託されてきた。義父名義の建物を改修

したいが義兄が文句を言う》

妻は兄、弟の3人兄弟で、東北地方  
都市に住む両親は健在。妻は両親の面倒  
をずっと見てきたが、2年前に亡くな  
った。その後は自分が面倒を見てきた。  
義父名義の建物を改修したいが、義  
兄が文句を言う。どうしたものか。

【回答】(徳竹春近司法書士)



相続権については自  
分の子(義父母の孫)  
にも権利がある。義兄  
が改修について文句を  
言うのであれば、改修費は自分の費用で  
賄い、その旨承知してもらおう。但し、改  
修の程度にもよる。

義父母が被相続人になった場合でも、  
土地は自分の名義だから建物を長男(義  
兄)が相続することは現実的ではない。お  
金で解決すれば良いのではないか。

愛する家族のために公正証書で遺言書を作  
成してみたいかがでしょうか。

家族が争い合う「争族」(そうぞく)問題にし  
ないためのあなたの愛情がきつと伝わりま  
す。新たな年を迎えたこの機会に、ご自身の財  
産を書き出して見ましょう。



前号(12/1号)の「労働問題  
と労働保険関係」を担当。  
社会保険労務士の山口正人氏



無料職業紹介所相談員  
樹野金治郎氏

くらしなんでも相談センター 0120-99-9999

地区労福協からの活動報告

長野地区労福協

長野地区労福協は、地区労福協活性化検討委員会の報告書に基づき10月から専従者を配置し、本格的にモデル地区としての体制を整えました。

良きパートナーを探そう！

そんな中、これからの季節は行事が目白押しです。なかでも今年で21年目となる「良きパートナーを探そう」は、長野市にお住まいの方もしくは長野市内に勤務する方を対象に人生の伴侶に出会える機会をつくるものです。幹事会でも幾度となく議題とされ、どのような内容にすればより多くのカップルが誕生するか白熱した議論がされました。その結果、例年は一回の開催でしたが、今年は二月・三月と二回開催し一回の定員を少な



(幹事会で説明する中山会長)

車イスの無料貸し出し事業

また、日常の事業として、車イスの無料貸し出しを行っています。短期間使用するとき、個人で購入するには大きな出費が必要で、利用後の無駄を省くため特に好評な事業です。一利用一週間を基本として受け付けていますが、組合員をはじめ一般の方も多く利用しています。

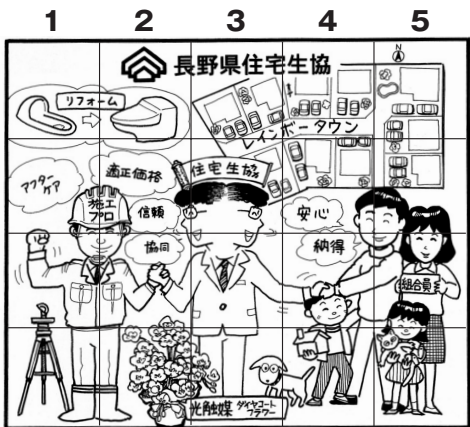
来年度の長野地区労福協は、今年度にまして自主福祉活動を強化して、すべての働く人々や家族の暮らしの安心と幸せづくりをめざして活動を進めてまいります。

家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。

日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。



プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります)
- 労福協の機関誌に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)を忘れず。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
- 締切り 1月31日

前回の正解は



当選者(6名・敬称略)

- 赤沼 益子(須坂市)
- 今福 孝枝(辰野町)
- 飯塚 真紀(上田市)
- 半田小百合(佐久市)
- 阿部 美穂(御代田町)

山なみ

あけましておめでとうございます。皆さま良いお年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

国民不在の政治が続く中、昨年暮れ、国民が強く意識できないまま、多くの法令が国会で成立しました。改正教育基本法、防衛庁の省昇格など、もっと国民レベルで議論を尽くして欲しいと思っているのは私ばかりではないでしょう。

そんな中、労福協でも積極的に取り組んだクレサラ問題では、貸金業法等改正法が全会一致で可決・成立しました。開始から2年、県労福協のくらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」に寄せられた約500件の相談の内、最も多いのが多重債務・自己破産の問題です。貸付金利引き下げまで3年を要するものの、出資法上限金利を20%に引き下げるなど、今回の法改正によりサラ金の高金利や不当な取立てなどに苦しむ人が少なくなることを、期待しています。

この取り組みに対し署名活動や街頭宣伝活動など共に協力いただいた方々に心から感謝を申し上げます。

さて、県労福協にとって新しい1年は県民のライフサポートセンターとして、「生活あんしんネットワーク」作りに本腰を入れて取り組む年となります。皆さまのご協力を心からお願いたします。(青)